

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和元年度 第1回豊島区防災会議
事務局(担当課)		総務部防災危機管理課 電話3981-1111 内線2578
開催日時		令和2年1月24日(金) 14:00~15:30
開催場所		会議室507~510
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 1人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	会 長	豊島区長
	委 員	<p>《都知事部局》 建設局第四建設事務所長(代理) 交通局巣鴨駅務管区長 水道局中央支所長 下水道局北部下水道事務所長(代理)</p> <p>《警視庁》 警視庁第五方面本部長(代理) 警視庁巣鴨警察署長(代理) 警視庁池袋警察署長(代理) 警視庁目白警察署長(代理)</p> <p>《東京消防庁》 第五消防方面本部長(代理) 豊島消防署長 池袋消防署長</p> <p>《消防団》 豊島消防団長 池袋消防団長</p> <p>《指定公共機関及び指定地方公共機関》 日本郵便株式会社豊島郵便局長(代理) 東日本旅客鉄道株式会社池袋駅副駅長 東日本電信電話株式会社東京北支店担当部長 東京ガス株式会社北部支店長(代理) 東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社長(欠席) 東武鉄道株式会社東武池袋駅管区長(代理) 西武鉄道株式会社池袋駅管区長 東京地下鉄株式会社池袋駅務管区長(代理)</p> <p>《公共的団体》 公益社団法人豊島区医師会会長(代理) 公益社団法人豊島区歯科医師会会長 公益社団法人豊島区薬剤師会会長(代理) 豊島ケーブルネットワーク株式会社代表取締役社長(代理)</p> <p>《自衛隊》 陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第2中隊長(代理)</p> <p>《区議会》 豊島区議会議員7名</p> <p>《自主防災組織・学識経験者等》 駒込第一町会会長 池袋四丁目町会会長 豊島区立中学校PTA連合会会長(欠席) 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会地域福祉推進課長 豊島防火女性の会会長 池袋防火女性の会会長 豊島区民生委員・児童委員協議</p>

		<p>会会長 豊島区民生委員・児童委員協議会長 崎第二地区会長 豊島区青少年育成委員会連合会会長（欠席） 豊島区青少年育成委員会連合会副会長 特定非営利活動法人みみずくの杜理事長 特定非営利活動法人ひろば西池袋理事長 豊島区高齢者クラブ連合会会長 豊島区聴覚障害者協会会長 豊島家族会 社会福祉法人フロンティア特別養護老人ホーム山吹の里施設長 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団特別養護老人ホームアトリエ村施設長 豊島建設防災連絡協議会 東京都マンション管理士会理事 東京都立大学名誉教授（欠席）</p> <p>《区・区教育委員会》</p> <p>豊島区副区長 豊島区教育長 豊島区危機管理監 豊島区男女平等推進センター所長</p>
次	第	<p>1 開会</p> <p>2 議事 「豊島区地域防災計画（令和元年修正）について」</p> <p>3 意見交換</p>
配	布	<p>資 料 1 令和元年度豊島区防災会議 委員名簿</p> <p>資 料 2 豊島区地域防災計画 令和元年修正（案）新旧対照表</p> <p>資 料 3 豊島区地域防災計画（風水害対策編）修正（案）</p> <p>資 料 4 災害対策各部タイムライン（案）</p> <p>参考資料1 豊島区からの大切なお知らせ 警戒レベルに注目！（チラシ）</p> <p>参考資料2 豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ</p>

審 議 経 過

1. 開会

司会（豊島区危機管理監）：

定刻となったため、これより令和元年度豊島区防災会議を開会する。開会にあたり、会長の高野区長よりご挨拶申し上げます。

会長（区長）：

本日はご多用の中、令和元年度豊島区防災会議にご出席いただき、感謝申し上げます。昨年は、台風などの自然災害が相次いで発生した。9月に台風15号、そして10月には台風19号が直撃し、各地で甚大な被害が発生した。特に19号では、関東直撃ということで、私たちも初めての避難所開設を行った。避難所を8箇所開設し、1,088名もの方が避難された。初めての対応ということで、十分な体制を取ったつもりであるが、思うようにいかないことや、たくさん反省すべきことがあった。今日の防災会議には、あらためて皆様からのご意見を頂戴し、反省点やご意見を反映させようということで、皆様方にご審議を賜るものである。

今回の地域防災計画の修正は、今お話しさせていただいた台風から得た教訓をもとに、風水害対策編を大きく修正した。皆様の体験も交えながら、ご意見を賜りたいと思う。今日は皆様の顔ぶれを拝見すると、豊島区全体から防災・震災対策関係のトップの方々にお集まりいただいている。この会議は大変重要である。防災に対する指針・方向性が決まる。防災・震災対策をオールとしまで進めていきたいと思う。今日は、冒頭のご挨拶早々で大変恐縮だが、臨時区長会が急きょ招集され、出席しなければならなくなった。ご挨拶早々で退席することをお許しいただきたい。

それからもう一つ、これはお願いであるが、いよいよオリンピック・パラリンピックが7月から開催される。56年ぶりの東京開催であるが、ライブサイトが東京全体で8箇所設置される。豊島区には練習場も競技場もなく、オリンピック・パラリンピックとは縁遠いと思っていたが、このライブサイトの設置を大きなチャンスと捉え、文化の祭典として盛り上げていこうと思っている。ライブサイトでは、33日間、開会式や閉会式、あるいは様々な競技等を中継するわけであるが、グローバルリング・池袋西口公園のハイビジョンで中継されるということで、組織委員会、東京都の方々も、この8箇所をずっと視察した中では、池袋という場所は一番人が集まるだろう、という感触を持たれていた。駅前であり、新しくできたグローバルリング、そんなに大きいわけではないが、こんな立地のいいところはないということで、好評をいただいたわけである。ただ、厳しく言われたのは警備のこと。オリンピック委員会の方から来る警備員は10名程度ということで、これは予算の関係上であるが、これを超えるような警備が必要な場合は、区が責任を持って実施するしかない。他の7箇所はすべて東京都の関係の会場であるが、グローバルリングに関しては区立の公園であるため、これは区が責任を持って警備をする必要がある。当初は人が集まりすぎるため、開会式と閉会式は放映しない、放映するのも昼間の12時から6時までで、カンカン照りの暑い時しか放映しないということになっていた。なぜかと聞いたところ、人が集まりすぎて事故が起きたら困る、警備体制をしっかりとすれば、考えますよ、と言われた。開会式も閉会式も映さないなんて、こ

れではライブサイトとは言えない、ということで、東京都などといろいろ話をした。そしたら、放映時間を午後2時から夜9時まで、という選択肢を話の中でいただいた。問題は警備であるが、今日は警察3署からもご出席をいただいているので、ご協力を賜ると同時に、警備会社に委託する等でしっかりした警備体制を作る。ただ、それだけでは完全な警備体制とは言えない。区の職員も、できるだけ若い方を中心にして、そういった体制を取っていく。また、一番はボランティアの方々の力を借りなければならないということ。豊島区は、これまでもオールとしまで様々な事業を展開してきた。自信を持って、オリンピック・パラリンピックを楽しんでいただけるよう進めていきたい。くれぐれも、区長が全責任を持ってよ、ということまで言われているため、危機管理監の今浦を中心に、万全に警察・消防等と連携し、そして一番は区民の皆様のお力添えをいただき、是非この東京オリンピック・パラリンピックを成功させたいと思っているので、是非ご協力を賜りたいと思う。

以上が私からのお願い。今日の防災会議では、地域の皆様と素晴らしい議論を深めたいと思う。必ずや、皆様のご意見をしっかり取り入れ、実行に移すようにしてまいりたいと思う。どうぞよろしく願います。ご挨拶早々で失礼することをお許しいただきたい。

司会（危機管理監）：

区長はこれをもって退席させていただく。事後については、会長代行を副区長に願います。まず、資料の確認と新委員の紹介を事務局より願います。

事務局（危機管理担当課長）：

<配布資料の確認>

<新委員の紹介>

司会（危機管理監）：

議事に入る前に、傍聴者について事務局より報告を願います。

事務局（危機管理担当課長）：

本日は傍聴希望者が1名いる。副区長、入室してよろしいか。

会長代理（副区長）：

許可する。

～傍聴者入室～

2. 議事

「豊島区地域防災計画（令和元年修正）について」

司会（危機管理監）：

それでは議事に移る。事務局より資料の説明をお願いする。

事務局（危機管理担当課長）：

<資料2～4について説明>

司会（危機管理監）：

机上に配付した「風水害時救援センター開設の考え方」の資料をお取り出しいただきたいと思う。先ほど説明にもあったが、一案として現在13箇所の救援センターについて記述をしているが、私たちも二つの案を検討している。一つが13箇所の案、もう一つが35箇所の案である。13箇所の案については、医療体制の充実というところを重視している。35箇所の案については、地域の結びつき、あるいは区民の皆様の利便性を重視した案、と考えている。それぞれ利点、欠点あるが、対策を講じることで、行政としては、いずれでも実行は可能である。区長からも、本会議において委員の皆様のご意見をしっかりと伺ったうえで、どちらにするか決めなさい、という指示を受けているので、皆様方の忌憚のないご意見をいただきたいと思う。

委員A：

13箇所か35箇所かの選択の部分と、もう一つ、情報伝達の部分について発言・要望させていただく。

まず情報伝達について、高齢者あるいは障害者の一人住まいの方に伝達する際に、今ご提案されているのはホームページ、SNS、あるいは安全・安心メールということで、私も前回の19号の際は、避難所が開設されたということ、区の安全・安心メールで知ったわけであるが、特に一人住まいの高齢者が、それに対して反応できるかということ、なかなか難しいところがある。もう一つ掘り下げて伝達の方法について、ご検討いただけないかというお願い。

もう一つ。実は台風の当日、一人住まいの高齢者から電話をいただいて、ちょうど台風が来ているときで、どうしたらいいものか、という相談を受けた。ところが、私の住んでいる地域から開設されている避難所までは、高齢者が歩いて行けるような距離にはない、ということがあった。やはり区民にとって安心できる、という観点から言えば、近くに避難できる場所があるということが望ましいのではないかと。もちろん、医療体制のこともあるが、それぞれの地区には、一般の開業医の方もおられるので、何とかそういう方々に近くの救援センターで援助をしていただけるよう、要請できないだろうか。どれくらい医者にかかる人が出るかわからないが、そのあたりは、やはり区民がすぐに安心できるよう、近くに避難所がある方が、私はいいのではないかとと思うので、35箇所の案を支持する。

司会（危機管理監）：

ありがたい。まずは、13箇所か35箇所かについて議論させていただければと思う。他にご意見あるか。

委員B：

私も台風19号の際、区民の方から「なぜ最寄りの救援センターを開けないのか？」という連絡をいただいた。そういった点では、日頃から防災訓練などで利用している救援センターを開けるのが良いのではないかと、思う。例えば、町会長は日頃から町の方の顔をよく見ており、気になる高齢者、例えば一人暮らしで障害をお持ちの高齢者など、地域の方々をたくさんご存知である。私たち区議会議員よりも詳しくご存知である。そのため、例えば救援センターに行ったときに、その高齢者の方がいないと、すぐにわかる。やはり、救援センターが小さくなればなるほど、メリットも大きいと思う。

それから、13箇所案のメリットとして挙げられていた医療体制についてであるが、これは質問であるが、例えば保健師については、13箇所の救援センターに2名ずつ配備するという事になっているが、医師は配備されることになるのか。また、35箇所を開設すると、医師・保健師は何名足りないのか、そのあたりをお聞きしたい。今、IT関係の技術も発展しているし、そういったもので補うことはできないのか、そういったところも含めてお聞きしたい。

司会（危機管理監）：

13箇所案の医療体制については、12の地域本部には医療救護所が開設され、そこには区の保健師、医師の方、看護師の方が配置され、医療体制が確保される。センタースクエアについては、医療の従事職員を配置し、13箇所それぞれ医療体制を持つ、ということで考えている。35箇所になった場合、これは震災の場合と同じであるが、やはり12の地域本部内で、それぞれの医療体制の中で対応する、ということになる。特に足りない、ということではない。

委員C：

私は災害に大小はないと思っている。なので、風水害だからといって箇所数を減らすということではなく、豊島区の最大値である35を避難所として設定すべき。私たちは地域で防災訓練をする際、この35箇所に従って訓練をやるわけであるから、そこには地域性がある、そこに避難をする人というのは、地域の人たちの顔が見えているわけである。そういった意味では、この35箇所というのは、基本的には開くべきなのではないかと、思っている。それから先ほど委員Bが言っていたように、これは訓練にもなるのであるから、大小に関係なく35箇所に行く、とすれば日頃の訓練そのものが生きてくるのであって、場所を変えたら全く意味がない。そういった意味では、この35箇所を決めるべきかと思う。

司会（危機管理監）：

ありがたい。その他にご意見あるか。

委員D：

この議論に入る前に、もともと風水害時には13箇所を開設するという定めが地域防災計画にあるのか。

司会（危機管理監）：

現在の計画にはない。土砂災害対策として目白小学校等の3箇所を開設することを昨年の修正で指定した。

委員D：

私は計画を見て、そのことを知っていたが、日常の防災訓練等では、すべての救援センターにおいて、その地域の町会長を中心に、避難をして運営をする訓練をずっと長いこと行ってきた。私はこの地域防災計画を見て、風水害時においてはそういう方法ではなく、この定められた数箇所に避難するというを知っていたが、そのことはおそらく区民の皆様は知らないだろう、とっていて、過去に指摘させていただいたことはあったが、今回の台風19号で、そのことがあらためて浮き彫りになった。日頃、各地域の救援センター・近くの小中学校で練習をしていたにもかかわらず、そういったことが今ここで問題になるということは、非常に困ったことである。長い間、これをどのように認識していたのか。

司会（危機管理監）：

風水害対策編は基本的にはこれまで抜本的な見直しをしていなかった。ただ、昨年の東京都の土砂災害警戒区域の指定に伴い、繰り返しになるが、昨年度の改定では3箇所、土砂災害警戒区域に対応する救援センターを設ける、というところまでしか決まっていなかった。台風19号の経験を活かして、今回ご提示させていただいているのは13箇所案と35箇所案。皆様方のご意見を伺うと、やはり35箇所案の方が、行政としても納得のいくものではないか、と考えている。

委員D：

日頃、町会長を中心に、地域、区の職員、学校の3者で連携しながら救援センターを開設していくと、このように考えていたが、前は町会が開設したのではなく、区の方で8箇所指定してそこに避難する体制を取った。町会長には特に情報が行っていなかった。そこで、町会長が不安に思い、指定された救援センターに行って、自分のところの町会員で誰が避難をしているのかを尋ねたところ、個人情報だから教えられない、と町会長に対してお話をしたということ。日頃、町会長を中心に、住民の皆様が自ら運営するんですよ、という話をしながら、実際に町会長が、町会の誰が避難しているか心配になって尋ねたところ、そういうお答えがあった。これはどういうことなのか。答えた職員は、おそらく規定に基づいてお答えしたのだと思うが、救援センターの運営の中心になる方にそういったお答えをしたということは、どういう経緯でそうなったのか。

事務局（防災危機管理課長）：

最初の救援センターの運営については、今までの防災計画、風水害時の救援センターの運営について具体的な規定がなかったということもあり、地震と違って、町会の皆様と一緒に救援センターを立ち上げる、ということになっていなかったので、区の方で緊急的に立ち上げた、という経緯。今後、13箇所にするのか、35箇所にするのか、本日ご議論いただいて救援センターを開設することになるが、その際には地震の時と同じように、地域の皆様と一緒に運営していく体制が必要に

なってくる。先ほど見ていただいたタイムラインにもあるが、台風の場合は台風接近の2日前に開設の判断をさせていただく。例えばそこで、町会長の皆様や地域の皆様にきちんと広報をして、台風接近の1日前に開設をする、という運びになる。あらためてこの流れについて、2日前に何をしなければいけないのか、1日前には何をしなければいけないのか、どれくらいの人が集まらなければならないのか、そして、どのように開設していくのか、あらためて地域の皆様と考えていくことが必要だと思っている。

2点目の個人情報の件についてであるが、こちらは、例えば地域にお配りさせていただいている要援護者名簿と救援センターの避難者名簿とを照合し、地域の皆様の安全を確認していこう、といったことも当然必要になってくると思う。今回は人手不足ということもあり、本来配備することのない職員を配置し、そのあたりの教育がきちんと行き届いていなかったために、そのようなミスが起きた。大変ご迷惑をおかけした。地域に配備される職員にあらためて研修・教育をしっかりとっていくので、今後はこのようなことがないようにしていく。

委員D：

混乱のないようお願いしたい。

司会（危機管理監）：

ありがたい。救援センターの数については、やはり皆様ご指摘のとおり35箇所というのがベースになるべきだと思っているが、これについては皆様いかがか。この35箇所案について、ご異議がなければ拍手をお願いしたい。

～拍手～

司会（危機管理監）：

ありがたい。それでは、事務局の方でこの35箇所案に基づいて本文等、所要の修正をさせていただくので、ご一任いただきたいと思う。また、委員Aからご質問いただいた情報伝達のご質問については、様々な教訓をもとに新たな方法を考えているが、まだまだ難しいところもあるので、これからさらに研究させていただき、さらにいい伝達方法を考えていければと思う。

委員E：

委員Aに続いて、情報伝達という点についてお尋ねする。聴覚障害者は情報がもらえないと不安になる。SNSやメールができない・持っていない人たちは、どのような方法を取っていくのか。

事務局（防災危機管理課長）：

前回の台風19号の時は、無線が聞こえなかったということがあった。先ほど申し上げたとおり、2日前に救援センターの開設をすると決めた場合、風雨が強まる前であればおそらく防災行政無線も聞こえるだろうが、先ほど説明にもあったフリーダイヤルで無線の内容を確認できるサービスも導入する。番号については、2月1日号の広報としまに掲載し、また、区政連絡会等も通じて周知

をさせていただきます。

委員E：

今の話は音声によるものだと思うが、非音声という部分についても是非ご検討いただきたいと思うが、いかがか。

事務局（防災危機管理課長）：

具体的なところは今後検討していきたいと思うが、非音声の部分も含め、あらゆる手段を使えるよう検討していく。

司会（危機管理監）：

一点補足させていただきます。台風が接近する2日前に態勢を取るので、今ご指摘いただいたことについて、しっかりその間に調整をしながら、どうするか具体的に決める時間はあるので、しっかりやっていきたい。

委員F：

今の情報伝達の話であるが、私は、行政はあらゆる方法で情報を流すべきだと思っている。いろんな人がいるので、一つの方法ではなく、たくさん手段で。例えば安全・安心メールも登録しなければ来ない。今回、戸別受信機にも情報が流れてこなかった。なので、どこかで引っかかるためには、多くの情報を流していただきたい。耳が聞こえない方もいるので、いろんな方法を使って、これは風水害時だけではなく地震の時でも同じである。一つに限るのではなく、すべての人に周知できるような情報の流し方を考えていただきたい。

それから、今風水害のことは計画に書いているが、風水害に伴う火災については何も考えられていない。想定される状況は一つでない。そのことについても、やはり考えていかなければならないと思うので、ご指摘をさせていただきます。

司会（危機管理監）：

ありがたい。情報伝達についてはさらに検討を進めてまいりたい。火災についても、共通の部分で対応する手段は設けているが、消防署・消防団と連携しながらしっかりと整えてまいりたい。他にご意見あるか。

委員G：

秋に発生した台風15号・19号の影響は本当に大きかったと思っている。区議会の方でも、やはりこれに伴う質問が多く出て、それに対して区は、非常に迅速にいろんな検証をして、体制の見直しを行ったということは評価できる。ただ、今のやり取りを聞いても、いろんな立場の方々の意見聴取がちゃんとなされたうえで、今回の防災計画の改定に反映されているのか、疑問が残る。特に風災害の場合は、先ほどからお話があるように、地震など突発的に起こるものではなく、事前にある程度予見できて準備の期間がある、という特徴がある。今回の秋の台風の際も、いわゆる要配

慮者・災害弱者にあたるような方々が予防的に避難するという現象があった。救援センターには要配慮にあたる方々がたくさん集まるんだ、という前提で準備をしていく必要がある。障害をお持ちの方も一括りにはできない。高齢の方も様々な事情を抱えている。それから、我々の会派の議員が経験したことであるが、外国人の親が生後数日の赤ちゃんを連れてきた、ということがあり、結果として特に問題はなかったが、やはりそういう弱い立場の方が、何かあったら困るということで避難してくる、といった想定で準備をすることが風災害の時は重要。そういった想定でヒアリングがされたのか。地域防災計画ではザクっとしたことを取り扱う、ということになっているので、さらにこれからの体制づくりの中で、そういったことをきめ細やかに検討していただく必要があるのではと思っている。

もう一点、個別の話で恐縮であるが、今回私も議会の方で取り上げ、質問・提案をさせていただいたことだが、保育園の体制のこと。基本的に保育施設は福祉施設であるので、台風があろうが何だろうが開園するのが前提で、ただ、やはり閉める必要が生じるということもあるだろうし、かえって受け入れることで危ないということもあるので、例えば閉園の基準をしっかりと設けるだとか、拠点保育をしていくこと等を提案させていただいた。これについては保育の部署で具体的なことを考えるのだと思うが、こちらの計画の修正案には「やむを得ず開園する場合は」となっている。見直しをしても開園が基本で、そのうえで体制を取る、というのが担当部署の答弁だったかと思う。そのニュアンスが少し違う。やむを得ずなのか、開園を基本として体制を取るのか、そのあたりのことをきちんとやっていただけたらと思う。大きく二点、いかがか。

司会（危機管理監）：

一点目の要配慮の方等のご意見、あるいは体制等どうするか、という点については、各部局等の意見を聞いたうえで作り上げたが、なかなかすべてを網羅するという事は難しい。令和2年度の9月に実施する総合防災訓練 図上訓練は風水害時を想定してやってみて、今回の計画を検証する場を設けたいと思っている。それ以前にも要配慮者のご意見を聴取しながら、当然これで終わりとは思っていないので、より良い方向に改善していきたいと思う。

事務局（防災危機管理課長）：

保育園の開園については、保育課長とも調整する中で、文章の書き方が適切だったかについてはまた検証したいと思うが、一部の園を除いて閉園、というのが基本。我々のような公務員で、災害対策にあたらなければいけない方々、公安関係の方々や、医療従事者の方々、保育園に預けないと業務に従事できない方々が対象になってくる。区立の保育園をすべて開けるのではなく、例えば需要・ニーズに応じて拠点になるいくつかの園を開ける等、具体的には所管である保育課の方で検討を進めているところ。議会で保育課長が答弁した内容と齟齬・認識のズレがある、ということはない。

委員G：

今の答弁では基本が違う。開園が基本、やむを得ず閉園で、その時の体制を拠点保育などで作る、ということだと思う。これは法律上そうになっているはずなので、今の答弁の方が違うのではないか。

これは区の内部で整理していただければと思うが、私は齟齬があると思っている。時間も限られているので、ここで終わりにするが、これは法律上も開園が基本で、閉園の基準を設けて、閉園の時の対応をどうするか、といったことをこの場で考えるものだと認識している。根本のところの認識のズレを感じる。

司会（危機管理監）：

ありがたい。今後、記載方法について検討していく。他にご意見等あるか。

様々な貴重なご意見をいただいたが、今後の区の防災施策に活かしてまいりたい。今後ともよろしく願います。

3. 意見交換

司会（豊島区危機管理監）：

本日は警察・消防・自衛隊の代表の方に出席していただいているので、それぞれの施策等についてご紹介いただければと思う。

<警視庁第五方面本部長（代理）より警察の施策の紹介>

<東京消防庁豊島消防署長より消防の施策の紹介>

<陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第2中隊長（代理）より自衛隊の施策の紹介>

司会（豊島区危機管理監）：

最後にご意見等あればお願いしたい。

委員H：

2点願います。一つは今、防災危機管理課から出している避難行動要支援者名簿についてであるが、これはやはり活用をしていただかないと発災時に、誰がどのようなチェックが必要なのか分からない。地域単位、町会単位で知らなければならない。これはしっかりと推進していただかなければならないと同時に、名簿がかなり古い。高齢者の情報や障害者の情報は、施設に入ったりして1年で変わる。しっかりと調整をするなり、あるいは地域から吸い上げるなりする必要があるのではないか。

それからもう一点。警察・消防の方々が出席しているので、お願いであるが、私たちは民生・児童委員なので、地域に救急車が止まると、「私は民生委員ですよ」ということで現場に行くのだが、「民生委員ってなんだ？」と警察の方も消防の方も民生委員のことを知らないのである。私たちは地域の見守りをしているので、絶えず何かあれば見に行くのだが、シャットアウトされる。そういうことがないように、今日来ておられる方には是非ともお願いをしたいと思う。

司会（危機管理監）：

ありがたい。名簿については確実に整備していく。他になければ、最後に事務局より事後の予定

について報告をお願いする。

事務局：

本日委員の皆様からいただいたご意見を反映させていただき、豊島区地域防災計画 令和元年修正を印刷・製本する。印刷・製本が完了次第、委員の皆様にお送りさせていただく。また、本日机上に意見シートを配付させていただいた。地域防災計画のほか、区の防災施策についてご意見・ご提案等あれば、2月7日（金）までに事務局にご提出いただければと思う。

司会（危機管理監）：

最後に副区長からご挨拶をさせていただく。

会長代理（副区長）：

本日はお忙しい中、関係団体の皆様にお集まりいただき、また、貴重なご意見をいただき、大変ありがたい。いただいた意見を反映させるよう、事務局の方で整理をお願いする。本日ご説明した計画の変更内容は、昨年の台風19号の教訓をもとにした内容が中心であった。豊島区はこれまで、どちらかというと地震における対策を中心にしてきたというのは事実。昨年の台風15号・19号という大きな台風が、関東地方に直撃するという事態になり、今までと気象も変わってきているという指摘もあるが、いずれにしても被害が生じたので、この風水害についてもしっかりと対策をしていかなければならない。これまでの風水害対策は、たくさん雨が降ったら一部の川の周辺で浸水の可能性があるのではないかと、あるいは一部の土砂崩れが起きそうなところで心配があるのではないかと、ということで、その周辺だけで注意を払ってきた、というのが実情であったが、台風15号などでは、雨が多いというだけではなく、非常に強い風が吹き、それによって停電が起きるかもしれない、といったリスクが明らかになった。そういったところも豊島区として対応していかなければならないと認識している。次回、同じような台風が来るまでにはしっかりと検証をして体制の整備に取り組んでいくので、引き続きご支援・ご指導をいただきたいと思う。本日は誠にありがたい。

司会（危機管理監）：

これをもって、令和元年度豊島区防災会議を閉会する。

会 議 の 結 果

議事

「豊島区地域防災計画（令和元年修正）について」了承